

生野区通学路合同点検会議設置要綱

(設置)

第1条 生野区内小学校に通う児童が安全に安心して通学するため、学校関係者、道路管理者、交通管理者、区役所が連携して通学路の交通安全確保を図ることを目的として、生野区通学路合同点検会議（以下「合同点検会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 合同点検会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区内小学校の合同点検計画の作成に関すること。
- (2) 点検対象小学校関係者が抽出した危険箇所の合同点検に関すること。
- (3) 前号の危険箇所にかかる対策案の検討に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、通学路の交通安全確保に関すること。

(組織)

第3条 合同点検会議は次の課長級で組織する。

- (1) 大阪市生野区役所安心まちづくり担当課長
- (2) 大阪市生野区役所地域活性化担当課長
- (3) 大阪市建設局田島工営所長
- (4) 大阪府生野警察署交通課長
- (5) 点検対象となる小学校の学校長

(会議)

第4条 合同点検会議は必要に応じて大阪市生野区役所が招集する。

(事務局)

第5条 合同点検会議の事務を処理するため、大阪市生野区役所に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項で合同点検会議の運営に関して必要な事項は、合同点検会議で決定する。

附則

この要綱は、平成30年7月5日から施行する。